

国民保護計画に係る桑名市避難実施要領(案)

桑 名 市

目 次

第1編 総則	1
1. 目的	1
2. 適用範囲	1
第2編 桑名市職員の行動規定	2
1. 避難実施要領策定フロー	2
2. 各部局室の想定事態に対する主要な業務	3
第3編 桑名市における想定事態及び被災時の影響度	6
1. 桑名市で想定される事態	6
2. 想定事態別被災時の影響度	7
3. 避難実施要領のパターンの分類	9
第4編 各事態別の避難実施要領パターン	10
武力攻撃事態：着上陸侵攻	11
武力攻撃事態：ゲリラ及び特殊部隊による攻撃	18
武力攻撃事態：弾道ミサイル攻撃	25
武力攻撃事態：航空攻撃	31
緊急処理事態：危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	37
緊急処理事態：多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	38
緊急処理事態：多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	45
緊急処理事態：破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	53
資料編 関係機関の連絡先	60
避難実施系統図	62

第1編 総則

1. 目的

市は、県から避難指示の通知を受けた場合は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第61条の規定に基づき、関係機関の意見を聴いて、直ちに避難実施要領を定めることとされている。また、三重県国民保護計画において、市は事態発生時に迅速に避難実施要領を策定できるよう、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとしている。

この避難実施要領（案）は、市が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中で、市が住民の避難指示・誘導に関し、的確かつ迅速に行動するために、国民保護計画における想定事態に対する市職員の行動パターンを規定するものである。

2. 適用範囲

この要領は、表-1の「国民保護計画において対象とする想定事態」に対し適用するものであり、自然災害や国民保護法で規定しない大規模な火災及び爆発などの事故は、災害対策基本法第2条で定義される災害のため地域防災計画での対応となる。

国民保護計画における想定事態とは、「武力攻撃事態」と「緊急処理事態」の2つに分類され、さらに各事態の小分類としてそれぞれ4類型を想定している。

表-1 国民保護計画において対象とする想定事態

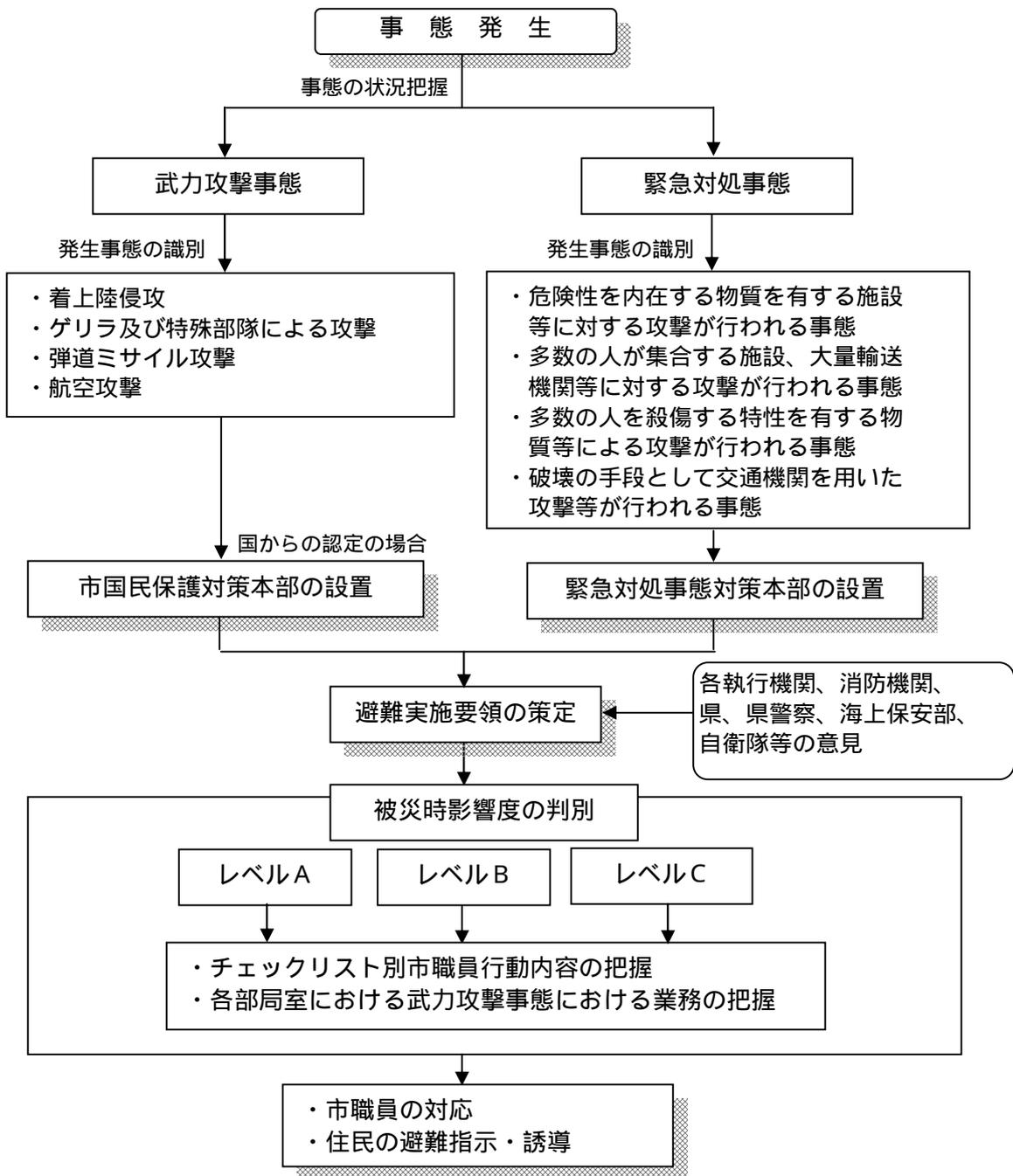
武力攻撃事態		着上陸侵攻
		ゲリラ及び特殊部隊による攻撃
		弾道ミサイル攻撃
		航空攻撃
緊急処理事態	攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
		多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
	攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
		破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第2編 桑名市職員の行動規定

1. 避難実施要領策定フロー

避難実施要領策定フロー図は、事態発生から住民の避難指示・誘導に至るまでの措置を簡略化して示したものである。なお、フロー図における「市職員の対応」及び「住民の避難指示・誘導」は、概ね市国民保護対策本部長からの指示によるものであるが、市職員は住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中で、所属の各部局室の行動内容を掌握する必要がある。

図-1 避難実施要領策定フロー



2. 各部局室の想定事態に対する主要な業務

市は、国民保護計画における想定事態が発生した場合に、表-2のとおり部局室ごとに業務を分掌するものとする。ただし、表-2に示す内容は、想定事態別における分類はなく、いずれの場合においても事態の発生状況に応じて自ら判断し遂行すべき行動である。主な事務分掌は以下のとおりであるが、これに限らない場合もある。その例として、安否情報の整理及び報告については、市民部が危機管理部及び消防本部から情報を収集し、システムへの入力等を行うことになるが、教育委員会は、避難所運営の業務上、安否情報の閲覧、回答等を必要とされる場合が考えられる。このように、市職員は、各部局室の連携が必要となる場合が起こりうることを想定していなければならない。

表-2 各部局室の想定事態における業務

部局室名	班 長	想定事態における業務
市長公室	秘書室長 人事課長 政策課長 経営管理室長 広報広聴課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ・ 職員の動員及び配置に関すること。 ・ 国、県、近隣市町との連携に関すること。 ・ 地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動の応援の調整に関すること。 ・ 広報広聴活動及び記録に関すること。 ・ マスコミ機関への情報提供に関すること。 ・ 市国民保護対策本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。
総務部	総務課長 財政課長 財産・情報管理課長 契約調達課長 税務課長 収税対策室長 出納室長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護対策本部事務局の協力に関すること。 ・ 災害予算に関すること。 ・ 国民保護措置に要した費用の負担金請求に関すること。 ・ 市登録業者からの作業員等の確保に関すること。 ・ 災害応急工事の契約に関すること。 ・ 物資、車両等の調達及び確保に関すること。 ・ 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関すること。 ・ 市税の各種減免措置に関すること。
危機管理部	防災対策課長 危機管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部又は危機対策本部若しくは市国民保護対策本部の設置及び廃止に関すること。 ・ 本部員会議に関すること。 ・ 防災指令その他本部長命令の下達に関すること。 ・ 市国民保護対策本部の庶務に関すること。 ・ 警報の伝達、避難の指示の伝達、退避の指示、避難実施要領の作成に関すること。 ・ 被害状況及び応急対策の実施状況のとりまとめ、記録等に関すること。 ・ 県国民保護対策本部、県警察、自衛隊等関係機関との連絡に関すること。 ・ 各種協定（他部に関するものを除く）に関すること。 ・ 特殊標章等の交付に関すること。 ・ 国及び県の現地対策本部への連絡員の派遣に関すること。

国民保護計画に係る桑名市避難実施要領（案）

市民部	市民課長 市民活動支援室長 カナルライトワイルド室長 同和課長 人権センター所長 各地区市民センター所長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の開設・運営に関する事。 ・安否情報の整理及び報告に関する事。 ・備蓄食糧の保管管理に関する事。 ・食料の調達・供給に関する事。
環境部	環境管理課長 廃棄物対策課長 清掃センター所長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の防疫活動に関する事。 ・被災地の衛生環境の現況調査に関する事。 ・災害廃棄物の撤去、処理、処分にに関する事。 ・死亡獣畜の処理（衛生措置、埋除場所の指定）の実施に関する事。
議会事務局 監査事務局	議会事務局次長 監査委員事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・議会活動に関する事。 ・復旧活動の応援に関する事。
保健福祉部 市民病院	福祉総務課長 子育て支援課長 障害福祉課長 介護・高齢福祉課長 地域包括支援センター長 保険年金課長 健康推進室長 経営管理課長 医事課長	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護法に基づく医療・助産に関する事。 ・救護班の編成、救護所の設置に関する事。 ・行方不明者の捜索、遺体の収容、安置、処置、埋火葬に関する事。 ・高齢者、障害者、傷病者等の災害時要援護者対策に関する事。 ・災害ボランティアに関する事。 ・災害医療用医薬品・衛生材料の調達及び斡旋に関する事。 ・医療施設、毒劇物等関連施設、社会福祉施設等の安全確保、被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・医療機関における安否情報の収集に関する事。
産業振興部	商工課長 観光課長 農林水産課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者等への食糧、物資の確保・供給に関する事。 ・商工業者等の被害の調査に関する事。 ・農林水産施設等の被害の調査に関する事。 ・農産物、家畜等の災害対策に関する事。 ・大規模集客施設等に対する情報伝達に関する事。 ・救援物資に関する事。 ・商工業関係団体、農林水産業関係機関等との連絡調整に関する事。
教育委員会	教育総務課長 学校教育課長 同和教育課長 生涯学習課長 くわなまちライオン事務 局総合館長 中央公民館長 文化課長 博物館長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、閉鎖、管理及び運営に関する事。 ・児童、生徒等の保護及び応急教育に関する事。 ・教育施設の安全確保及び復旧に関する事。 ・国民保護法に基づく学用品の供給に関する事。 ・文化財の保護に関する事。
建設部	土木課長 下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、道路、橋りょう等の復旧に関する事。 ・下水道、排水施設等の復旧に関する事。 ・国民保護法に基づく障害物の除去に関する事。 ・緊急輸送路の確保に関する事。

国民保護計画に係る桑名市避難実施要領（案）

都市整備部	都市計画課長 桑名駅西まちづくり 事務所長 都市再生推進室長 建築住宅課長 建築指導課長	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等関連施設の被害調査及び復旧に関する事。 ・公営住宅の被害調査及び復旧措置に関する事。 ・応急仮設住宅に関する事。 ・住宅その他建築物の復旧の指導に関する事。 ・市有建築物の応急復旧に関する事。 ・復旧活動の応援に関する事。
検査室	検査室長	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧活動の応援に関する事。
ガス・水道部	ガス・水道総務課長 営業課長 水道施設課長 ガス事業課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設等の安全確保及び治安に関する事。 ・貯水施設及び浄水施設等の安全確保並びに治安に関する事。 ・給水区域への給水の確保に関する事。 ・飲料水の供給に関する事。
消防本部	消防総務課長 消防課長 防災指導センター長 予防課長 通信指令室長 消防署長	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、応急対策の実施状況等の災害に関する情報の速報に関する事。 ・被災者の救出、救助、救急に関する事。 ・消防活動に関する事。 ・避難の指示の伝達及び避難住民の誘導に関する事。 ・警戒区域の設定に関する事。 ・消防職員及び消防団員への特殊標章等の交付に関する事。
多度町総合支所	地域振興課長 税務課長 住民福祉課長 生活環境課長 建設課長 産業課長 多度上水道事務所長 下水道課長 教育総務課長 生涯学習課長 多度公民館長 ふるさと多度文学館長	<ul style="list-style-type: none"> ・地区に係る国民保護措置の総合調整に関する事。 ・地区内の被害状況及び国民保護措置に必要な情報の収集及び連絡に関する事。 ・地区内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事。 ・地区内の被害状況の調査に関する事。 ・避難施設の開設、閉鎖、管理及び運営に関する事。 ・避難者の収容に関する事。 ・応急仮設住宅等の入居に関する事。 ・食糧の供給に関する事。 ・救援物資等の配布に関する事。 ・国民保護措置に関する広報広聴に関する事。 ・地区内における救援の実施に関する事。 ・災害ボランティアの連絡、調整に関する事。
長島町総合支所	地域振興課長 税務課長 住民福祉課長 生活環境課長 建設課長 産業課長 土地改良課長 長島上水道事務所長 下水道課長 教育総務課長 生涯学習課長 長島輪中図書館長 ながしま遊館長 伊首島地区市民センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・地区に係る国民保護措置の総合調整に関する事。 ・地区内の被害状況及び国民保護措置に必要な情報の収集及び連絡に関する事。 ・大規模集客施設等に対する情報伝達に関する事。 ・地区内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事。 ・地区内の被害状況の調査に関する事。 ・避難施設の開設、閉鎖、管理及び運営に関する事。 ・避難者の収容に関する事。 ・応急仮設住宅等の入居に関する事。 ・食糧の供給に関する事。 ・救援物資等の配布に関する事。 ・国民保護措置に関する広報広聴に関する事。 ・地区内における救援の実施に関する事。 ・災害ボランティアの連絡、調整に関する事。

第3編 桑名市における想定事態及び被災時の影響度

1. 桑名市で想定される事態

国民保護計画における想定事態に対し、市として避難指示・誘導を実施すべき状況は表-3に示すとおりである。また、各事態の類型を識別するために、～の番号をつける。

なお、「危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態」は、市内に当該施設がないことから被災しない可能性が高いと推測される。

表-3 桑名市で想定される事態

国民保護計画における想定事態		桑名市で想定される事態	
武力攻撃事態		着上陸侵攻	桑名市内への上陸侵攻
		ゲリラ及び特殊部隊による攻撃	桑名市全域に攻撃 (事前予測及び察知が困難)
		弾道ミサイル攻撃	桑名市全域に攻撃 (発射確認後、短時間で着弾するため攻撃目標の確認が困難)
		航空攻撃	桑名市全域に攻撃 (航空機爆撃のため攻撃目標の確認が困難)
緊急対処事態	攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	具体的事態なし (近隣市町の危険性を内在する物質を有する施設の被災を考慮)
		多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設等への攻撃
	攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	桑名市全域に攻撃 (放射性物質、生物剤、化学剤による攻撃(NBC攻撃)については場所を選ばないが、大規模集客施設等に発生する確率が高い)
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態		大規模集客施設等への攻撃	

2. 想定事態別被災時の影響度

表-3に基づき被災時の影響度は、桑名市が直接被災する場合と、近隣市町が被災する場合の2パターンを考慮し、市の地理的特徴や社会的特徴を踏まえて市内を3地区に分類し、表-4のとおり示した。なお、被災時の影響度は、各想定事態及び発生場所を勘案し3段階に評価した。この影響度の評価内容については下記のとおりである。ただし、表-4に示す内容は、あくまでも市の特徴や近隣市町の重要施設との位置関係より客観的に判断したものであることから、事態の状況を把握し、市職員は自らの判断に基づき行動するものとする。

また、下図は、表-3の事態を時間的要素と被害の範囲を図式化したものである。

- レベルA・・・直接的被害が大きく状況は深刻であり、住民の避難指示・誘導を迅速に実施する必要がある状態
- レベルB・・・直接的被害はないが、近隣市町や地理的特徴から、間接的被害を想定しており、状況把握を的確に行い、事態の推移に伴って「レベルA」に移行すべきか、「レベルC」へ移行すべきかを判断する状態
- レベルC・・・直接的被害がなく、また間接的被害も想定されにくい状況で、住民の避難指示・誘導を実施する必要がない状態

図-2 事態の時間的要素と被害の範囲分布

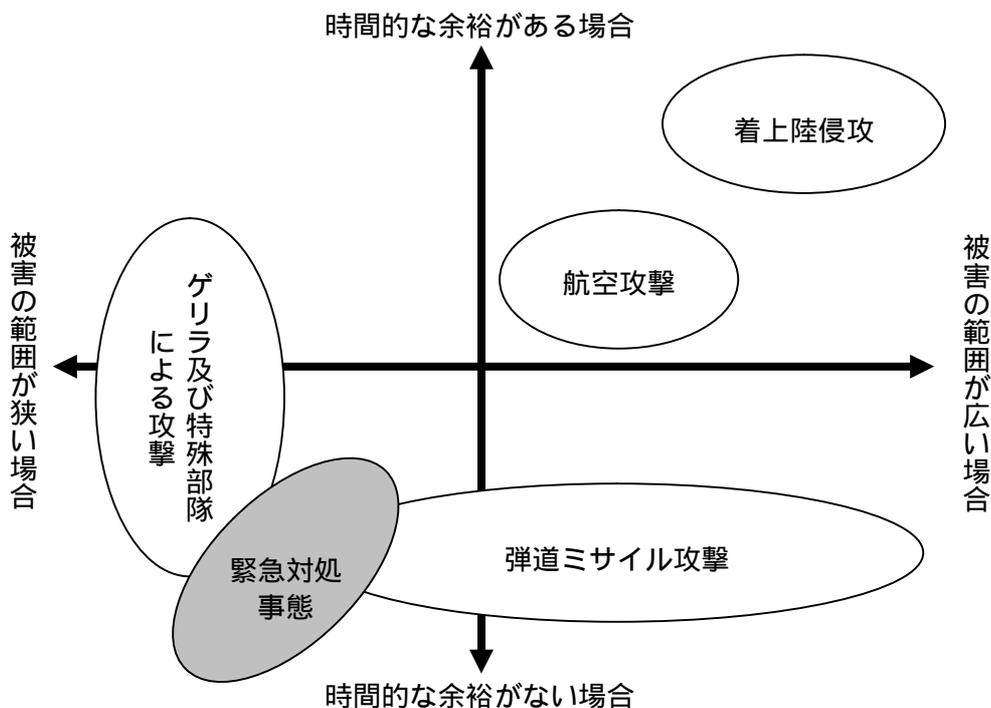


表-4 想定事態別被災時の影響度

< 桑名市が被災した場合 >

想定事態		事態の発生想定媒体	地域別被災度		
			桑名地域	多度地域	長島地域
武力攻撃事態		諸外国	【起因】上陸侵攻 レベルA	レベルC	【起因】上陸侵攻 レベルA
		諸外国	【起因】全域攻撃 レベルA	【起因】全域攻撃 レベルA	【起因】全域攻撃 レベルA
		諸外国	【起因】全域攻撃 レベルA	【起因】全域攻撃 レベルA	【起因】全域攻撃 レベルA
		諸外国	【起因】全域攻撃 レベルA	【起因】全域攻撃 レベルA	【起因】全域攻撃 レベルA
緊急対処 事態	攻撃対象 施設等による分類	諸外国、 国内団体等	レベルC	レベルC	レベルC
		諸外国、 国内団体等	【起因】施設攻撃 レベルA	レベルC	【起因】施設攻撃 レベルA
	攻撃手段 による 分類	諸外国、 国内団体等	【起因】施設攻撃 レベルA	【起因】施設攻撃 レベルB	【起因】施設攻撃 レベルA
		諸外国、 国内団体等	【起因】施設攻撃 レベルA	レベルC	【起因】施設攻撃 レベルA

< 近隣市町が被災した場合 >

想定事態		事態の発生想定媒体	地域別被災度		
			桑名地域	多度地域	長島地域
武力攻撃事態		諸外国	レベルB	レベルC	レベルC
		諸外国	レベルB	レベルB	レベルC
		諸外国	レベルB	レベルB	レベルC
		諸外国	レベルB	レベルB	レベルC
緊急対処 事態	攻撃対象 施設等による分類	諸外国、 国内団体等	レベルB (近隣市町施設からの影響)	レベルC	レベルC
		諸外国、 国内団体等	レベルB	レベルB	レベルC
	攻撃手段 による 分類	諸外国、 国内団体等	レベルB	レベルB	レベルC
		諸外国、 国内団体等	レベルB	レベルB	レベルC

(注) 上記レベルB、レベルCの分類は近隣市町の重要施設との位置関係より判断

表中の ~ は、表-3を参照するものとする。

3. 避難実施要領のパターンの分類

表-5 は、国民保護計画における想定事態の 8 類型を「桑名市が被災した場合」と「近隣市町が被災した場合」に分類し、表-4 に基づいた避難実施要領の事態別パターンを示したものである。

表-5 避難実施要領の事態別パターン

国民保護計画における想定事態		桑名市が被災した場合			近隣市町が被災した場合		
		桑名地域	多度地域	長島地域	桑名地域	多度地域	長島地域
武力攻撃事態		A	C	A	B	C	C
		A	A	A	B	B	C
		A	A	A	B	B	C
		A	A	A	B	B	C
緊急処理事態	攻撃対象施設等による分類	C	C	C	B	C	C
		A	C	A	B	B	C
	攻撃手段による分類	A	B	A	B	B	C
		A	C	A	B	B	C

表中の ~ は、表-3 を参照するものとする。

「危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態」についてのみレベルAが存在せず、その他についてはレベルA～Cが存在している。）

第4編 各事態別の避難実施要領パターン

市職員は、「避難実施要領 レベルA～C チェックリスト」を基に行動するものとする。

レベルA、B、Cは、市内の被災状況もしくは被災する恐れがある場合に応じて使い分けるものとするため、対策本部からの情報を的確に収集し、指示には迅速に対応しなければならない。

次頁以降に国民保護計画における想定事態の8類型別の「避難実施要領パターン」を示す。

武力攻撃事態：着上陸侵攻

1 事態の状況、避難の必要性

国民保護対策本部長は、着上陸侵攻による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、
地域を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

市は、桑名地域、多度地域、長島地域のうち住民約 名を 月 日 時 分
を目途に各地域の避難施設である に避難させる。その際、避難所までの移動
は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護
者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場においては、警察機関や自衛隊からの情報や
助言により、適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変化し、
避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領に
についてもあわせて修正する。

3 避難実施要領の住民への伝達

市は、広報車及び消防車両等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の
内容を伝達する。これと並行して、避難実施要領について各地域の自治会長、自主防
災組織のリーダー及び当該地域を管轄する消防団分団長等に F A X 等を送付し、住
民への伝達を依頼する。なお、伝達にあたっては、以下のことに留意する。

- (1) 近隣住民が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- (2) 災害時要援護者については、避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を
心がける。
- (3) 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な要員を窓口
として配置する。

4 輸送手段

(1) 避難住民数、避難所、輸送力の配分

ア	桑名地域	約	名	避難所	車種	×	台
イ	多度地域	約	名	避難所	車種	×	台
ウ	長島地域	約	名	避難所	車種	×	台

(2) 輸送開始時間

ア	桑名地域	時	分
イ	多度地域	時	分
ウ	長島地域	時	分

(3) 避難経路

ア	桑名地域	国道	号	県道	号
イ	多度地域	国道	号	県道	号
ウ	長島地域	国道	号	県道	号

(4) 輸送時の留意点

- ア 住民は恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、市職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つよう心がける。
- イ 市職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- ウ 学校や事業所においては、原則として避難先まで集団で行動するように呼びかける。
- エ バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には県が行う。
- オ 避難経路については、交通規制を行う警察の意見を十分に聴いて決める。

5 その他の留意点

- (1) 避難所へは、健常者については自家用車を使用せず、徒歩により避難するよう周知する。
- (2) 市は、自治会及び自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- (3) 自力避難困難者の避難を適切に行えるよう、緊急車両及び自家用車等を使用して避難誘導を行う。

6 市の体制、職員の配置等

(1) 桑名市国民保護対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を本部長とする市国民保護対策本部を設置する。

(2) 市職員の現地派遣

市職員各 名を、 避難所に派遣する。

(3) 避難経路における市職員の配置

避難経路の要所において、市職員を配置して、各種の問い合わせの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、緊急通行車両を配備する。

(4) 現地調整所の設置等

事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。また、必要に応じて会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認等を行う。

(5) 各部局室の武力攻撃事態における業務の遂行

第2編表-2の「市の各部局室の想定事態における業務」を遂行する。

(6) その他

市の誘導員は、防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。また、特殊標章を交付して必ず携帯する。

【避難実施要領 レベルA チェックリスト】

想定事態	武力攻撃事態：着上陸侵攻
影響度	レベルA
被災状況	（状況記載）
<p>実施者名：</p> <p>実施日時： 月 日 時現在</p> <p>【実施内容】</p> <p>事態の状況把握</p> <p>警報の伝達（国民保護に係るサイレンの吹鳴）</p> <p>関係機関との調整</p> <p>避難経路及び避難手段の調整（国、県との調整）</p> <p>市各部局室の武力攻撃事態における業務の遂行（業務内容は第2編表-2参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長公室 総務部、出納室 危機管理部 市民部 環境部 議会事務局、監査事務局 保健福祉部、市民病院 産業振興部 教育委員会 建設部 都市整備部 検査室 ガス・水道部 消防本部 多度町総合支所 長島町総合支所 <p>避難所への市職員及び消防職員並びに団員の配置</p> <p>避難の指示</p> <p>災害時要援護者の確認・避難所への誘導</p> <p>要避難地域における残留者の確認</p> <p>大規模集客施設等との避難住民等に関する調整</p>	

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	
要避難地域（	）
避難住民数（	）
避難先及び避難人数	
避難所名：	避難人数： 人
一時集合場所	
一時集合場所名：	
集合時間	
交通手段の出発時刻：	避難誘導開始時刻：
避難の手段及び避難経路	
避難の手段：	
避難経路：	
避難に関して問題が発生した場合の緊急連絡先	
緊急連絡先：	TEL：
その他	

【避難実施要領 レベルB チェックリスト】

想定事態	武力攻撃事態：着上陸侵攻				
影響度	レベルB				
被災状況	（状況記載）				
<p>実施者名：</p> <p>実施日時： 月 日 時現在</p> <p>【実施内容】</p> <p style="padding-left: 20px;">事態の状況把握</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">事態が深刻と判断</td> <td style="padding-left: 100px;">レベルAチェックリストへ移行</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">事態が沈静と判断</td> <td style="padding-left: 100px;">レベルCチェックリストへ移行</td> </tr> </table>		事態が深刻と判断	レベルAチェックリストへ移行	事態が沈静と判断	レベルCチェックリストへ移行
事態が深刻と判断	レベルAチェックリストへ移行				
事態が沈静と判断	レベルCチェックリストへ移行				

【避難実施要領 レベルC チェックリスト】

想定事態	武力攻撃事態：着上陸侵攻						
影響度	レベルC						
被災状況	(状況記載)						
<p>実施者名： 実施日時： 月 日 時現在</p> <p>【実施内容】</p> <table border="0"> <tr> <td>事態の状況把握</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事態が進行と判断</td> <td>レベルBチェックリストへ移行</td> </tr> <tr> <td>事態が終息と判断</td> <td>国民保護措置からの撤退</td> </tr> </table>		事態の状況把握		事態が進行と判断	レベルBチェックリストへ移行	事態が終息と判断	国民保護措置からの撤退
事態の状況把握							
事態が進行と判断	レベルBチェックリストへ移行						
事態が終息と判断	国民保護措置からの撤退						

武力攻撃事態：ゲリラ及び特殊部隊による攻撃

1 事態の状況、避難の必要性

国民保護対策本部長は、武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、
地域を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

市は、桑名地域、多度地域、長島地域のうち住民約 名を 月 日 時 分
を目途に各地域の避難施設である に避難させる。その際、避難所までの移動
は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護
者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場においては、警察機関や自衛隊からの情報や
助言により、適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変化し、
避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領に
ついてあわせて修正する。

3 避難実施要領の住民への伝達

市は、広報車及び消防車両等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内
容を伝達する。これと並行して、避難実施要領について各地域の自治会長、自主防
災組織のリーダー及び当該地域を管轄する消防団分団長等に F A X 等を送付し、住
民への伝達を依頼する。なお、伝達にあたっては、以下のことに留意する。

- (1) 近隣住民が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- (2) 災害時要援護者については、避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を
心がける。
- (3) 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な要員を窓口
として配置する。

4 輸送手段

(1) 避難住民数、避難所、輸送力の配分

ア	桑名地域	約	名	避難所	車種	×	台
イ	多度地域	約	名	避難所	車種	×	台
ウ	長島地域	約	名	避難所	車種	×	台

(2) 輸送開始時間

ア	桑名地域	時	分
イ	多度地域	時	分
ウ	長島地域	時	分

(3) 避難経路

ア	桑名地域	国道	号	県道	号
イ	多度地域	国道	号	県道	号
ウ	長島地域	国道	号	県道	号

(4) 輸送時の留意点

- ア 住民は恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、市職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つよう心がける。
- イ 市職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- ウ 学校や事業所においては、原則として避難先まで集団で行動するように呼びかける。
- エ バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には県が行う。
- オ 避難経路については、交通規制を行う警察の意見を十分に聴いて決める。

5 その他の留意点

- (1) 避難所へは、健常者については自家用車を使用せず、徒歩により避難するよう周知する。
- (2) 市は、自治会及び自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- (3) 自力避難困難者の避難を適切に行えるよう、緊急車両及び自家用車等を使用して避難誘導を行う。

6 市の体制、職員の配置等

(1) 桑名市国民保護対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を本部長とする市国民保護対策本部を設置する。

(2) 市職員の現地派遣

市職員各 名を、 避難所に派遣する。

(3) 避難経路における市職員の配置

避難経路の要所において、市職員を配置して、各種の問い合わせの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、緊急通行車両を配備する。

(4) 現地調整所の設置等

事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。また、必要に応じて会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認等を行う。

(5) 各部局室の武力攻撃事態における業務の遂行

第2編表-2の「市の各部局室の想定事態における業務」を遂行する。

(6) その他

市の誘導員は、防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。また、特殊標章を交付して必ず携帯する。

【避難実施要領 レベルA チェックリスト】

想定事態	武力攻撃事態：ゲリラ及び特殊部隊による攻撃
影響度	レベルA
被災状況	(状況記載)
<p>実施者名： 実施日時： 月 日 時現在</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事態の状況把握 警報の伝達（国民保護に係るサイレンの吹鳴） 関係機関との調整 避難経路及び避難手段の調整（国、県との調整） 市各部局室の武力攻撃事態における業務の遂行（業務内容は第2編表-2参照） <ul style="list-style-type: none"> 市長公室 総務部、出納室 危機管理部 市民部 環境部 議会事務局、監査事務局 保健福祉部、市民病院 産業振興部 教育委員会 建設部 都市整備部 検査室 ガス・水道部 消防本部 多度町総合支所 長島町総合支所 避難所への市職員及び消防職員並びに団員の配置 避難の指示 災害時要援護者の確認・避難所への誘導 要避難地域における残留者の確認 大規模集客施設等との避難住民等に関する調整 	

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	
要避難地域（	）
避難住民数（	）
避難先及び避難人数	
避難所名：	避難人数： 人
一時集合場所	
一時集合場所名：	
集合時間	
交通手段の出発時刻：	避難誘導開始時刻：
避難の手段及び避難経路	
避難の手段：	
避難経路：	
避難に関して問題が発生した場合の緊急連絡先	
緊急連絡先：	TEL：
その他	

【避難実施要領 レベルB チェックリスト】

想定事態	武力攻撃事態：ゲリラ及び特殊部隊による攻撃
影響度	レベルB
被災状況	(状況記載)
実施者名： 実施日時： 月 日 時現在 【実施内容】 事態の状況把握 事態が深刻と判断 レベルAチェックリストへ移行 事態が沈静と判断 レベルCチェックリストへ移行	

【避難実施要領 レベルC チェックリスト】

想定事態	武力攻撃事態：ゲリラ及び特殊部隊による攻撃			
影響度	レベルC			
被災状況	（状況記載）			
実施者名： 実施日時： 月 日 時現在 【実施内容】 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 事態の状況把握 事態が進行と判断 事態が終息と判断 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> レベルBチェックリストへ移行 国民保護措置からの撤退 </td> </tr> </table>			事態の状況把握 事態が進行と判断 事態が終息と判断	レベルBチェックリストへ移行 国民保護措置からの撤退
事態の状況把握 事態が進行と判断 事態が終息と判断	レベルBチェックリストへ移行 国民保護措置からの撤退			

武力攻撃事態：弾道ミサイル攻撃

1 事態の状況、避難の必要性

国民保護対策本部長は、弾道ミサイルの発射の兆候があることから、発射された場合に備えた対応を講じることができるよう、あらかじめ警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、ミサイルが発射された場合において迅速に対応できるよう、住民等に対して警報の発令に関する情報に注意するとともに、その場合に住民等がとるべき行動について周知する。

弾道ミサイル攻撃への対応は基本的には、目に見えない事象への対応となることから、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対してはより入念な説明を行うことが必要となる。

警報発令時には、屋内に避難するというイメージが住民等に定着していることが重要である。

2 避難誘導の方法

- (1) 弾道ミサイルが発射された場合には、国民保護対策本部長から警報の発令が行われることから、市は、市域が着弾予測地域に含まれる場合においては、広報車を最大音量で鳴らし、住民等に警報の発令を周知させる。
- (2) ミサイル発射に伴う警報発令時に、市は、住民等が付近の屋内に避難できるように、あらかじめ各個人のとるべき対応を周知徹底する。その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともにエアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りし、外気からできるだけ遮断される状態になるように周知する。
- (3) 車両内に在る者に対しては、警報発令時には、緊急車両の通行の妨げにならない方法で車両を道路の左端に駐車するよう周知する。
- (4) 外出先においては、可能な限り大規模集客施設等の屋内の中央部に避難する。余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まるとともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。

- (5) 住民等に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書等を用意しておくよう周知する。また、広報車やテレビ、ラジオを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。
- (6) 住民が、近所でミサイルの着弾音等と考えられる不審な音を聞いた場合には、市、消防又は警察に連絡するよう周知する。
- (7) 市は、ミサイル着弾地の周辺に興味本位で近づかないように住民等に対して周知する。

防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能である。着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、住民等は、着弾があった現場から離れるよう周知する。

3 その他の留意点

災害時要援護者は、迅速に屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持つよう平素から啓発を行っておく。

住民以外の観光客や滞在者等についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局室から大規模集客施設や店舗等に対して協力を依頼する。

4 市職員の体制、配置等

(1) 桑名市国民保護対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を本部長とする市国民保護対策本部を設置する。

(2) 市職員の現地派遣

市職員各 名を、着弾地及び避難先（大規模集客施設等）に派遣する。

(3) 各部局室の武力攻撃事態における業務の遂行

第2編表-2の「市の各部局室の想定事態における業務」を遂行する。

【避難実施要領 レベルA チェックリスト】

想定事態	武力攻撃事態：弾道ミサイル攻撃
影響度	レベルA
被災状況	(状況記載)
<p>実施者名： 実施日時： 月 日 時現在</p> <p>【実施内容】</p> <p>事態の状況把握 警報の伝達（国民保護に係るサイレンの吹鳴） 関係機関との調整 避難経路及び避難手段の調整（国、県との調整） 市各部局室の武力攻撃事態における業務の遂行（業務内容は第2編表-2参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長公室 総務部、出納室 危機管理部 市民部 環境部 議会事務局、監査事務局 保健福祉部、市民病院 産業振興部 教育委員会 建設部 都市整備部 検査室 ガス・水道部 消防本部 多度町総合支所 長島町総合支所 <p>避難所への市職員及び消防職員並びに団員の配置 避難の指示 災害時要援護者の確認・避難所への誘導 要避難地域における残留者の確認 大規模集客施設等との避難住民等に関する調整</p>	

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

要避難地域（ ）

避難住民数（ ）

避難先及び避難人数

避難所名： 避難人数： 人

一時集合場所

一時集合場所名：

一時集合場所名：

一時集合場所名：

一時集合場所名：

一時集合場所名：

集合時間

交通手段の出発時刻：

避難誘導開始時刻：

避難の手段及び避難経路

避難の手段：

避難経路：

避難に関して問題が発生した場合の緊急連絡先

緊急連絡先：

TEL：

その他

【避難実施要領 レベルB チェックリスト】

想定事態	武力攻撃事態：弾道ミサイル攻撃				
影響度	レベルB				
被災状況	(状況記載)				
<p>実施者名：</p> <p>実施日時： 月 日 時現在</p> <p>【実施内容】</p> <p>事態の状況把握</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事態が深刻と判断</td> <td style="padding-left: 100px;">レベルAチェックリストへ移行</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事態が沈静と判断</td> <td style="padding-left: 100px;">レベルCチェックリストへ移行</td> </tr> </table>		事態が深刻と判断	レベルAチェックリストへ移行	事態が沈静と判断	レベルCチェックリストへ移行
事態が深刻と判断	レベルAチェックリストへ移行				
事態が沈静と判断	レベルCチェックリストへ移行				

【避難実施要領 レベルC チェックリスト】

想定事態	武力攻撃事態：弾道ミサイル攻撃				
影響度	レベルC				
被災状況	（状況記載）				
実施者名： 実施日時： 月 日 時現在 【実施内容】 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 事態の状況把握 事態が進行と判断 事態が終息と判断 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> レベルBチェックリストへ移行 国民保護措置からの撤退 </td> </tr> </table>				事態の状況把握 事態が進行と判断 事態が終息と判断	レベルBチェックリストへ移行 国民保護措置からの撤退
事態の状況把握 事態が進行と判断 事態が終息と判断	レベルBチェックリストへ移行 国民保護措置からの撤退				

武力攻撃事態：航空攻撃

1 事態の状況、避難の必要性

国民保護対策本部長は、航空機による爆弾の発射の兆候があることから、発射された場合に備えた対応を講じることができるよう、あらかじめ警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、爆弾が発射された場合において迅速に対応できるよう、住民等に対して警報の発令に関する情報に注意するとともに、その場合にとるべき行動について周知する。

航空機による爆撃への対応は、基本的に目に見えない事象への対応となることから、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要となる。

警報発令時には屋内に避難するというイメージが住民等に定着していることが重要である。

2 避難誘導の方法

- (1) 航空機による爆弾が発射された場合には、国民保護対策本部長から警報の発令が行われることから、市は、市域が着弾地域に含まれる場合においては、広報車のサイレンを最大音量で鳴らし、住民等に警報の発令を周知させる。
- (2) 航空攻撃に伴う警報発令時には、住民等は近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ各個人のとるべき対応を周知徹底する。その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りし、外気からできるだけ遮断される状態になるように周知する。
- (3) 車両内に在る者に対しては、警報発令時には、緊急車両の通行の妨げにならない方法で車両を道路の左端に駐車するよう周知する。
- (4) 外出先においては、可能な限り大規模集客施設の屋内に避難するが、余裕がない場合は何らかの遮蔽物の物陰に留まるとともに、周辺で爆撃音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。

- (5) 住民等に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書等を用意しておくとともに、広報車やテレビ、ラジオを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。
- (6) 住民が、近所で爆撃音等と考えられる不審な音を聞いた場合には、市、消防又は警察に連絡するよう周知する。
- (7) 市は、ミサイル着弾地の周辺に興味本位で近づかないように住民等に対して周知する。

防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能である。爆撃後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、住民等は、爆撃があった現場から離れるよう周知する。

3 その他の留意点

災害時要援護者は、迅速に屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう平素から啓発を行っておく。

住民以外の観光客や滞在者等についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して協力をお願いする。

4 市職員の体制、配置等

- (1) 桑名市国民保護対策本部の設置
国からの指定を受けて、市長を本部長とする市国民保護対策本部を設置する。
- (2) 市職員の現地派遣
市職員各 名を、着弾地及び避難先、大規模集客施設等に派遣する。
- (3) 各部局室の武力攻撃事態における業務の遂行
第2編表-2の「市の各部局室の想定事態における業務」を遂行する。

【避難実施要領 レベルA チェックリスト】

想定事態	武力攻撃事態：航空攻撃
影響度	レベルA
被災状況	(状況記載)
<p>実施者名： 実施日時： 月 日 時現在</p> <p>【実施内容】</p> <p>事態の状況把握 警報の伝達（国民保護に係るサイレンの吹鳴） 関係機関との調整 避難経路及び避難手段の調整（国、県との調整） 市各部局室の武力攻撃事態における業務の遂行（業務内容は第2編表-2参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長公室 総務部、出納室 危機管理部 市民部 環境部 議会事務局、監査事務局 保健福祉部、市民病院 産業振興部 教育委員会 建設部 都市整備部 検査室 ガス・水道部 消防本部 多度町総合支所 長島町総合支所 <p>避難所への市職員及び消防職員並びに団員の配置 避難の指示 災害時要援護者の確認・避難所への誘導 要避難地域における残留者の確認 大規模集客施設等との避難住民等に関する調整</p>	

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

要避難地域（ ）

避難住民数（ ）

避難先及び避難人数

避難所名： 避難人数： 人

一時集合場所

一時集合場所名：

一時集合場所名：

一時集合場所名：

一時集合場所名：

一時集合場所名：

集合時間

交通手段の出発時刻：

避難誘導開始時刻：

避難の手段及び避難経路

避難の手段：

避難経路：

避難に関して問題が発生した場合の緊急連絡先

緊急連絡先：

TEL：

その他

【避難実施要領 レベルB チェックリスト】

想定事態	武力攻撃事態：航空攻撃				
影響度	レベルB				
被災状況	(状況記載)				
<p>実施者名：</p> <p>実施日時： 月 日 時現在</p> <p>【実施内容】</p> <p>事態の状況把握</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">事態が深刻と判断</td> <td style="width: 50%;">レベルAチェックリストへ移行</td> </tr> <tr> <td>事態が沈静と判断</td> <td>レベルCチェックリストへ移行</td> </tr> </table>		事態が深刻と判断	レベルAチェックリストへ移行	事態が沈静と判断	レベルCチェックリストへ移行
事態が深刻と判断	レベルAチェックリストへ移行				
事態が沈静と判断	レベルCチェックリストへ移行				

【避難実施要領 レベルC チェックリスト】

想定事態	武力攻撃事態：航空攻撃				
影響度	レベルC				
被災状況	（状況記載）				
実施者名： 実施日時： 月 日 時現在 【実施内容】 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 事態の状況把握 事態が進行と判断 事態が終息と判断 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> レベルBチェックリストへ移行 国民保護措置からの撤退 </td> </tr> </table>				事態の状況把握 事態が進行と判断 事態が終息と判断	レベルBチェックリストへ移行 国民保護措置からの撤退
事態の状況把握 事態が進行と判断 事態が終息と判断	レベルBチェックリストへ移行 国民保護措置からの撤退				

緊急処理事態：危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

桑名市においては具体的事態が想定されないが、近隣市町の施設が被災した場合に影響を受けることも想定されることから、市においては局所的であると考えられるため、以降に示す「多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態」もしくは、「破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態」の避難実施要領における各レベルのチェックリストに基づくものとする。

なお、この事態においても、状況を把握する必要があるため、留意しなければならない。

緊急対処事態：多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

1 事態の状況、避難の必要性

緊急対処事態対策本部長は、大規模集客施設への攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、 地域を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

2 避難誘導の方法

市は、桑名地域、多度地域、長島地域のうち住民約 名を 月 日 時 分を目途に各地域の避難施設である に避難させる。その際、避難所までの移動は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場においては、警察機関や自衛隊からの情報や助言により、適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変化し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についてもあわせて修正する。

3 避難実施要領の住民への伝達

市は、広報車及び消防車両等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。これと並行して、避難実施要領について各地域の自治会長、自主防災組織のリーダー及び当該地域を管轄する消防団分団長等に F A X 等を送付し、住民への伝達を依頼する。なお、伝達にあたっては、以下のことに留意する。

- (1) 近隣住民が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- (2) 災害時要援護者については、避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。
- (3) 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な要員を窓口として配置する。

4 輸送手段

(1) 避難住民数、避難所、輸送力の配分

ア	桑名地域	約	名	避難所	車種	×	台
イ	多度地域	約	名	避難所	車種	×	台
ウ	長島地域	約	名	避難所	車種	×	台

(2) 輸送開始時間

ア	桑名地域	時	分
イ	多度地域	時	分
ウ	長島地域	時	分

(3) 避難経路

ア	桑名地域	国道	号	県道	号
イ	多度地域	国道	号	県道	号
ウ	長島地域	国道	号	県道	号

(4) 輸送時の留意点

- ア 住民は恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、市職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つよう心がける。
- イ 市職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- ウ 学校や事業所においては、原則として避難先まで集団で行動するように呼びかける。
- エ バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には県が行う。
- オ 避難経路については、交通規制を行う警察の意見を十分に聴いて決める。

5 その他の留意点

- (1) 避難所へは、健常者については自家用車を使用せず、徒歩により避難するよう周知する。
- (2) 市は、自治会及び自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- (3) 自力避難困難者の避難を適切に行えるよう、緊急車両及び自家用車等を使用して避難誘導を行う。

6 市の体制、職員の配置等

(1) 桑名市緊急処理事態対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を本部長とする緊急対策本部を設置する。

(2) 市職員の現地派遣

市職員各 名を、 避難所に派遣する。

(3) 避難経路における市職員の配置

避難経路の要所において、市職員を配置して、各種の問い合わせの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、緊急通行車両を配備する。

(4) 現地調整所の設置等

事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。また、必要に応じて会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認等を行う。

(5) 各部局室の武力攻撃事態における業務の遂行

第2編表-2の「市の各部局室の想定事態における業務」を遂行する。

(6) その他

市の誘導員は、防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。また、特殊標章を交付して必ず携行する。

【避難実施要領 レベルA チェックリスト】

想定事態	緊急対処事態：多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
影響度	レベルA
被災状況	(状況記載)
<p>実施者名： 実施日時： 月 日 時現在</p> <p>【実施内容】</p> <p>事態の状況把握 警報の伝達（国民保護に係るサイレンの吹鳴） 関係機関との調整 避難経路及び避難手段の調整（国、県との調整） 市各部局室の武力攻撃事態における業務の遂行（業務内容は第2編表-2参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長公室 総務部、出納室 危機管理部 市民部 環境部 議会事務局、監査事務局 保健福祉部、市民病院 産業振興部 教育委員会 建設部 都市整備部 検査室 ガス・水道部 消防本部 多度町総合支所 長島町総合支所 <p>避難所への市職員及び消防職員並びに団員の配置 避難の指示 災害時要援護者の確認・避難所への誘導 要避難地域における残留者の確認 大規模集客施設等との避難住民等に関する調整</p>	

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

要避難地域（ ）

避難住民数（ ）

避難先及び避難人数

避難所名： 避難人数： 人

一時集合場所

一時集合場所名：

一時集合場所名：

一時集合場所名：

一時集合場所名：

一時集合場所名：

集合時間

交通手段の出発時刻：

避難誘導開始時刻：

避難の手段及び避難経路

避難の手段：

避難経路：

避難に関して問題が発生した場合の緊急連絡先

緊急連絡先：

TEL：

その他

【避難実施要領 レベルB チェックリスト】

想定事態	緊急対処事態：多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃				
影響度	レベルB				
被災状況	(状況記載)				
<p>実施者名： 実施日時： 月 日 時現在</p> <p>【実施内容】</p> <p>事態の状況把握</p> <table data-bbox="368 763 1134 846"> <tr> <td>事態が深刻と判断</td> <td>レベルAチェックリストへ移行</td> </tr> <tr> <td>事態が沈静と判断</td> <td>レベルCチェックリストへ移行</td> </tr> </table>		事態が深刻と判断	レベルAチェックリストへ移行	事態が沈静と判断	レベルCチェックリストへ移行
事態が深刻と判断	レベルAチェックリストへ移行				
事態が沈静と判断	レベルCチェックリストへ移行				

【避難実施要領 レベルC チェックリスト】

想定事態	緊急処理事態：多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃			
影響度	レベルC			
被災状況	（状況記載）			
実施者名： 実施日時： 月 日 時現在 【実施内容】 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 事態の状況把握 事態が進行と判断 事態が終息と判断 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> レベルBチェックリストへ移行 国民保護措置からの撤退 </td> </tr> </table>			事態の状況把握 事態が進行と判断 事態が終息と判断	レベルBチェックリストへ移行 国民保護措置からの撤退
事態の状況把握 事態が進行と判断 事態が終息と判断	レベルBチェックリストへ移行 国民保護措置からの撤退			

緊急処理事態：多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

1 事態の状況、避難の必要性

緊急処理事態対策本部長は、 地域における爆発による放射能の拡散や生物剤による攻撃、化学剤による攻撃がなされた可能性が高いとして警報を発令し、当該地区周辺の 地区及びその風下となる 地区を要避難地域として、屋内へ避難するよう指示を行った。

2 避難誘導の方法

市は、特に攻撃がなされた要避難地域の住民約 名については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下となる地域の住民は、屋内へ避難するよう指示する。

3 避難実施要領の住民への伝達

当該地域内の住民等に対しては、広報車等により避難の方法を呼びかける。

また、NBC防護機器を有する警察、国民保護措置の実施のために派遣された自衛隊による屋内避難の伝達を要請する。

市は、広報車及び消防車両等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。これと並行して、避難実施要領について要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー及び当該地域を管轄する消防団分団長等にFAX等を送付し、住民への伝達を依頼する。

屋内避難の住民に対しては、屋内では窓を閉めて目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動し、また2階建て以上の建物ではなるべく上の階に移動するよう促す。

- (1) 近隣住民が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- (2) 災害時要援護者については、住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。
- (3) 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な要員を窓口として配置する。

4 輸送手段

(1) 避難住民数、避難所、輸送力の配分						
ア	桑名地域	約	名	避難所	車種	× 台
イ	多度地域	約	名	避難所	車種	× 台
ウ	長島地域	約	名	避難所	車種	× 台
(2) 輸送開始時間						
ア	桑名地域		時 分			
イ	多度地域		時 分			
ウ	長島地域		時 分			
(3) 避難経路						
ア	桑名地域	国道	号	県道	号	
イ	多度地域	国道	号	県道	号	
ウ	長島地域	国道	号	県道	号	

5 避難所の開設等

- (1) 市は、避難所を開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達するとともに、県と調整して当該避難所における専門医やD M A T（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- (2) 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて避難所におけるN B Cへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- (3) 市は、避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整して、災害医療機関ネットワーク等を活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

6 その他の留意点

- (1) 避難所へは、健常者については自家用車を使用せず、徒歩により避難するよう周知する。
- (2) 市は、自治会及び自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- (3) 市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう、緊急車両及び自家用車等を使用して避難誘導を行う。
- (4) 市の要員において二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部からの情報、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、市職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。
- (5) N B Cによる汚染状況が著しい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

化学剤等は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は防災行政無線や電話に限られる。

N B Cによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、住民には危険が迫っていることが確認できないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

住民は恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、市職員は冷静沈着に毅然たる態度を保つよう心がける。

市職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

7 市の体制、職員の配置等

(1) 桑名市緊急対処事態対策本部の設置

市長を本部長とする市緊急対処事態対策本部を設置する。

(2) 市職員の現地派遣

市職員各 名を、被災地周辺に派遣し、現地での調整にあたらせるとともに、避難所にも派遣する。

(3) 避難経路における市職員の配置

避難経路の要所において、市職員を配置して、各種の問い合わせの対応、連絡調整を行う。

(4) 現地対策本部との調整

現地対策本部が設置された場合には、職員を連絡員として派遣して、活動内容の調整や情報収集にあたらせる。

(5) 現地調整所の設置等

事態の状況の変化に迅速に対応できるよう関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。また、必要に応じて会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認等を行う。

【避難実施要領 レベルA チェックリスト】

想定事態	緊急対処事態：多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
影響度	レベルA
被災状況	(状況記載)
<p>実施者名： 実施日時： 月 日 時現在</p> <p>【実施内容】</p> <p>事態の状況把握 警報の伝達（国民保護に係るサイレンの吹鳴） 関係機関との調整 避難経路及び避難手段の調整（国、県との調整） 市各部局室の武力攻撃事態における業務の遂行（業務内容は第2編表-2参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長公室 総務部、出納室 危機管理部 市民部 環境部 議会事務局、監査事務局 保健福祉部、市民病院 産業振興部 教育委員会 建設部 都市整備部 検査室 ガス・水道部 消防本部 多度町総合支所 長島町総合支所 <p>避難所への市職員及び消防職員並びに団員の配置 避難の指示 災害時要援護者の確認・避難所への誘導 要避難地域における残留者の確認 大規模集客施設等との避難住民等に関する調整</p>	

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

要避難地域（ ）

避難住民数（ ）

避難先及び避難人数

避難所名： 避難人数： 人

一時集合場所

一時集合場所名：

一時集合場所名：

一時集合場所名：

一時集合場所名：

一時集合場所名：

集合時間

交通手段の出発時刻：

避難誘導開始時刻：

避難の手段及び避難経路

避難の手段：

避難経路：

避難に関して問題が発生した場合の緊急連絡先

緊急連絡先：

TEL：

その他

【避難実施要領 レベルB チェックリスト】

想定事態	緊急対処事態：多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
影響度	レベルB
被災状況	(状況記載)
<p>実施者名：</p> <p>実施日時： 月 日 時現在</p> <p>【実施内容】</p> <p>事態の状況把握</p> <p>事態が深刻と判断 レベルAチェックリストへ移行</p> <p>事態が沈静と判断 レベルCチェックリストへ移行</p>	

【避難実施要領 レベルC チェックリスト】

想定事態	緊急対処事態：多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃		
影響度	レベルC		
被災状況	（状況記載）		
<p>実施者名：</p> <p>実施日時： 月 日 時現在</p> <p>【実施内容】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>事態の状況把握</p> <p>事態が進行と判断</p> <p>事態が終息と判断</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>レベルBチェックリストへ移行</p> <p>国民保護措置からの撤退</p> </td> </tr> </table>		<p>事態の状況把握</p> <p>事態が進行と判断</p> <p>事態が終息と判断</p>	<p>レベルBチェックリストへ移行</p> <p>国民保護措置からの撤退</p>
<p>事態の状況把握</p> <p>事態が進行と判断</p> <p>事態が終息と判断</p>	<p>レベルBチェックリストへ移行</p> <p>国民保護措置からの撤退</p>		

緊急対処事態：破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態**1 事態の状況、避難の必要性**

緊急対処事態対策本部長は、交通機関への攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、
地域を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

2 避難誘導の方法

市は、桑名地域、多度地域、長島地域のうち住民約 名を 月 日 時 分
を目途に各地域の避難施設である に避難させる。その際、避難所までの移動
は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護
者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場においては、警察機関や自衛隊からの情報や
助言により、適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変化し、
避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領に
ついてあわせて修正する。

3 避難実施要領の住民への伝達

市は、広報車及び消防車両等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内
容を伝達する。これと並行して、避難実施要領について各地域の自治会長、自主防
災組織のリーダー及び当該地域を管轄する消防団分団長等に F A X 等を送付し、住
民への伝達を依頼する。

- (1) 近隣住民が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- (2) 災害時要援護者については、避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を
心がける。
- (3) 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な要員を窓口
として配置する。

4 輸送手段

(1) 避難住民数、避難所、輸送力の配分

ア	桑名地域	約	名	避難所	車種	×	台
イ	多度地域	約	名	避難所	車種	×	台
ウ	長島地域	約	名	避難所	車種	×	台

(2) 輸送開始時間

ア	桑名地域	時	分
イ	多度地域	時	分
ウ	長島地域	時	分

(3) 避難経路

ア	桑名地域	国道	号	県道	号
イ	多度地域	国道	号	県道	号
ウ	長島地域	国道	号	県道	号

(4) 輸送時の留意点

- ア 住民は恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、市職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つよう心がける。
- イ 市職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- ウ 学校や事業所においては、原則として避難先まで集団で行動するように呼びかける。
- エ バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には県が行う。
- オ 避難経路については、交通規制を行う警察の意見を十分に聴いて決める。

5 その他の留意点

- (1) 避難所へは、健常者については自家用車を使用せず、徒歩により避難するよう周知する。
- (2) 市は、自治会及び自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- (3) 自力避難困難者の避難を適切に行えるよう、緊急車両及び自家用車等を使用して避難誘導を行う。

6 市の体制、職員の配置等

(1) 桑名市緊急対処事態対策本部の設置

市長を本部長とする市緊急対処事態対策本部を設置する。

(2) 市職員の現地派遣

市職員各 名を、被災地周辺に派遣し、現地での調整にあたらせるとともに、避難所にも派遣する。

(3) 避難経路における市職員の配置

避難経路の要所において、市職員を配置して、各種の問い合わせの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、緊急通行車両を配備する。

(4) 現地調整所の設置等

事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。また、必要に応じて会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認等を行う。

(5) 各部局室の武力攻撃事態における業務の遂行

第2編表-2の「市の各部局室の想定事態における業務」を遂行する。

(6) その他

市の誘導員は、防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。また、特殊標章を交付して必ず携行する。

【避難実施要領 レベルA チェックリスト】

想定事態	緊急対処事態：破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等
影響度	レベルA
被災状況	（状況記載）
<p>実施者名：</p> <p>実施日時： 月 日 時現在</p> <p>【実施内容】</p> <p>事態の状況把握</p> <p>警報の伝達（国民保護に係るサイレンの吹鳴）</p> <p>関係機関との調整</p> <p>避難経路及び避難手段の調整（国、県との調整）</p> <p>市各部局室の武力攻撃事態における業務の遂行（業務内容は第2編表-2参照）</p> <p style="padding-left: 20px;">市長公室</p> <p style="padding-left: 20px;">総務部、出納室</p> <p style="padding-left: 20px;">危機管理部</p> <p style="padding-left: 20px;">市民部</p> <p style="padding-left: 20px;">環境部</p> <p style="padding-left: 20px;">議会事務局、監査事務局</p> <p style="padding-left: 20px;">保健福祉部、市民病院</p> <p style="padding-left: 20px;">産業振興部</p> <p style="padding-left: 20px;">教育委員会</p> <p style="padding-left: 20px;">建設部</p> <p style="padding-left: 20px;">都市整備部</p> <p style="padding-left: 20px;">検査室</p> <p style="padding-left: 20px;">ガス・水道部</p> <p style="padding-left: 20px;">消防本部</p> <p style="padding-left: 20px;">多度町総合支所</p> <p style="padding-left: 20px;">長島町総合支所</p> <p>避難所への市職員及び消防職員並びに団員の配置</p> <p>避難の指示</p> <p>災害時要援護者の確認・避難所への誘導</p> <p>要避難地域における残留者の確認</p> <p>大規模集客施設等との避難住民等に関する調整</p>	

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

要避難地域（ ）

避難住民数（ ）

避難先及び避難人数

避難所名： 避難人数： 人

一時集合場所

一時集合場所名：

一時集合場所名：

一時集合場所名：

一時集合場所名：

一時集合場所名：

集合時間

交通手段の出発時刻：

避難誘導開始時刻：

避難の手段及び避難経路

避難の手段：

避難経路：

避難に関して問題が発生した場合の緊急連絡先

緊急連絡先：

TEL：

その他

【避難実施要領 レベルB チェックリスト】

想定事態	緊急処理事態：破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等						
影響度	レベルB						
被災状況	（状況記載）						
<p>実施者名：</p> <p>実施日時： 月 日 時現在</p> <p>【実施内容】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td colspan="2">事態の状況把握</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事態が深刻と判断</td> <td style="padding-left: 100px;">レベルAチェックリストへ移行</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事態が沈静と判断</td> <td style="padding-left: 100px;">レベルCチェックリストへ移行</td> </tr> </table>		事態の状況把握		事態が深刻と判断	レベルAチェックリストへ移行	事態が沈静と判断	レベルCチェックリストへ移行
事態の状況把握							
事態が深刻と判断	レベルAチェックリストへ移行						
事態が沈静と判断	レベルCチェックリストへ移行						

【避難実施要領 レベルC チェックリスト】

想定事態	緊急処理事態：破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等			
影響度	レベルC			
被災状況	（状況記載）			
<p>実施者名：</p> <p>実施日時： 月 日 時現在</p> <p>【実施内容】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>事態の状況把握</p> <p>事態が進行と判断</p> <p>事態が終息と判断</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>レベルBチェックリストへ移行</p> <p>国民保護措置からの撤退</p> </td> </tr> </table>			<p>事態の状況把握</p> <p>事態が進行と判断</p> <p>事態が終息と判断</p>	<p>レベルBチェックリストへ移行</p> <p>国民保護措置からの撤退</p>
<p>事態の状況把握</p> <p>事態が進行と判断</p> <p>事態が終息と判断</p>	<p>レベルBチェックリストへ移行</p> <p>国民保護措置からの撤退</p>			

【資料編】

< 関係機関の連絡先 >

(1) 国及び県の関係機関の連絡先

関係機関名	所在地	電話番号	FAX番号
国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所	桑名市大字福島 465	24-5711	21-4061
国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所四日市 国道維持出張所	四日市市日永四丁目 1 - 16	059-345-2516	059-345-9872
四日市海上保安部	四日市市千歳町 5 - 1	059-357-0118	059-357-0741
陸上自衛隊第 33 普通科連隊 本部第 3 科	津市久居新町 975	059-255-3133 (内線 237)	059-255-3133 (FAX 262)
三重県防災危機管理部	津市広明町 13	059-224-2186	059-224-2199
三重県桑名県民センター 県民防災室	桑名市中央町五丁目 71	24-3821	24-3795
桑名警察署	桑名市大字江場 626 - 2	24-0110	24-0110

(2) 近隣市町の連絡先

関係機関名	所在地	電話番号	FAX番号
四日市市役所	四日市市諏訪町 1 - 5	059-354-8119	059-359-0286
川越町役場	三重郡川越町豊田一色 280	059-366-7113	059-364-2558
朝日町役場	三重郡朝日町小向 893	059-377-5651	059-377-2790
いなべ市役所	いなべ市員弁町笠田新田 111	74-5805	74-5800
東員町役場	員弁郡東員町 1600	86-2800	86-2850
木曾岬町役場	桑名郡木曾岬町 251	0567-68-8111	0567-66-4841
愛西市役所	愛知県愛西市稲葉町米野 308	0567-26-8111	0567-26-1011
弥富市役所	愛知県弥富市前ヶ須町南本田 335	0567-65-1111	0567-67-4011
海津市役所	岐阜県海津市海津町高須 515	0584-53-1111	0584-53-2170

(3) 指定公共機関等の連絡先

関係機関名	所在地	電話番号	FAX番号
西日本電信電話(株)三重支店	津市丸之内 28 - 38	059-223-9330	059-227-6140
中部電力(株)桑名営業所	桑名市寿町 3 - 9	22-1510	22-9860
独立行政法人水資源機構 長良川河口堰管理所	桑名市長島町十日外面 136	42-5012	42-5020
中日本高速道路(株) 桑名保全サービスセンター	桑名市大字蓮花寺 608 - 2	23-3561	23-1310
郵便事業(株)桑名支店	桑名市中央町三丁目 43	22-0206	22-7108
東海旅客鉄道(株)桑名駅	桑名市大字東方 135	22-0001	22-0080
近畿日本鉄道(株)桑名駅	桑名市大字東方 97	22-0045	22-0045
三岐鉄道(株)	四日市市富田三丁目 22 - 83	059-364-2141	059-364-2142
三重交通(株)桑名営業所	桑名市大字小貝須 1593 - 3	22-0595	23-5082
(社団)桑名医師会	桑名市本願寺 262 - 1	22-8173	22-7682
三重県トラック協会桑名支部	桑名市東汰上 115	23-2333	23-7553

(4) 大規模集客施設等の連絡先

関係機関名	所在地	電話番号	FAX番号
長島観光開発(株) ホテル花水木 防災センター	桑名市長島町浦安 333	45-1111	45-1119
ジャズドリーム長島 防災センター	桑名市長島町浦安 368	45-8701	45-8711
マイカル桑名 防災センター	桑名市新西方一丁目 22	24-2235	24-2236
アピタ桑名店	桑名市中央町三丁目 21	23-8111 23-8480	24-8484

夜間の窓口もしくは連絡先を示しています。

< 避難実施系統図 >

図-3 市長から関係機関への避難実施要領の通知及び伝達

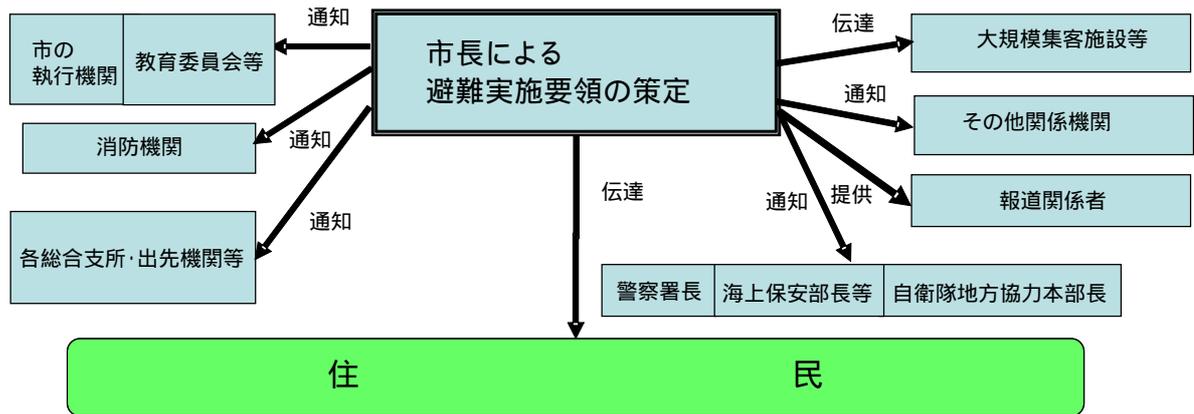
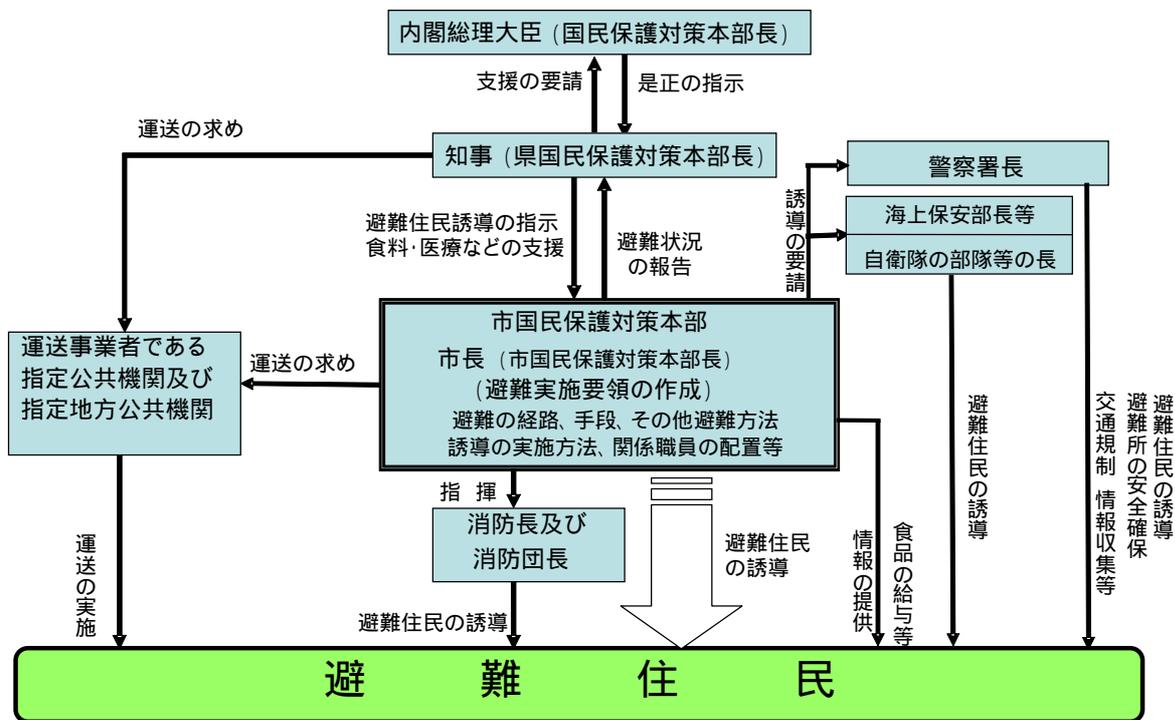


図-4 避難住民の誘導



国民保護計画に係る桑名市避難実施要領（案）

平成 20 年 3 月発行

編集発行 桑名市危機管理部防災対策課
三重県桑名市中央町二丁目 3 7 番地
TEL (0 5 9 4) 2 4 - 1 1 8 5
FAX (0 5 9 4) 2 4 - 1 3 5 0
E-mail bosaim@city.kuwana.lg.jp